

ご存知ですか？ 社宅・寮に取り巻くリスクについて

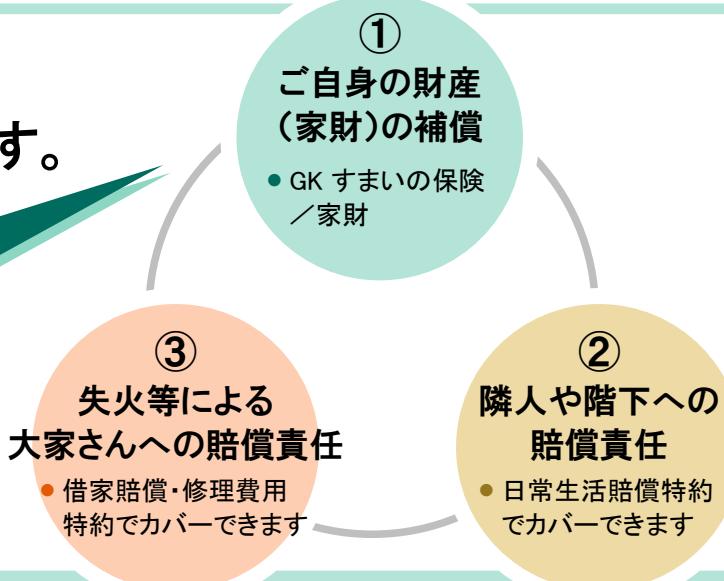
Eat Well, Live Well.



株式会社味の素コミュニケーションズ

社宅・寮に取り巻く
リスクは主に3種類です。

家財の保険
お忘れでは
ありませんか？



皆様の日常生活を取り巻く①～③のリスクを
カバーする商品を提案します。

暮らしのQQ隊

「フルサポートプラン」、「セレクト(水災なし)プラン」を
お選びいただいた場合、暮らしのQQ隊がセットされます！

給排水管やトイレの詰まり、外出時のカギの紛失など、日常生活ではさまざまなおすまいのトラブルが起こりがちです。「暮らしのQQ隊（水まわりQQサービス・カギあけQQサービス）」がセットされる契約プランにご加入いただくと、突然のトラブルでも、暮らしのQQ隊がしっかりサポートします。

暮らしのQQ隊・無料サービスメニュー（24時間365日受付！）

30分程度の応急修理に要する作業料、出張料は無料です。
(部品代および30分程度の応急修理を超える作業料はお客様のご負担となります。)

・水まわりQQサービス

給排水管やトイレの詰まり、故障に伴う水のあふれ等が
生じた場合に、専門の業者を手配し、その業者が直接
応急修理を行います。



・カギあけQQサービス

玄関ドアのカギを紛失してしまった場合等に専門の業者を
手配し、その業者が直接カギあけを行います。



※このサービスは提携アシスタンス会社が直接自社のネットワークを活用して作業いたします。

※「暮らしのQQ隊」は、専用ダイヤル（無料）に事前に
お電話いただくことがサービス提供の条件となります。
専用ダイヤル（無料）につきましては、保険証券をご覧
ください。

※サービスメニューの詳細につきましては、ナビゲート
ブックをご覧ください。ナビゲートブックは保険証券に
同封されるほか、ご契約後に三井住友海上ホームページ
から「ご契約者さま専用ページ」に登録いただく
ことでもご確認できます。

※一部の地域（離島など）ではご利用できない場合があ
ります。

※サービスの内容は予告なく変更・中止する場合があ
ります。あらかじめご了承ください。

日常生活賠償特約、借家賠償・修理費用特約をセットし、被保険者に法律上の損害賠償責任が発生した場合は、被保険者のお申出により、引受保険会社は被保険者のために示談交渉をお受けします。この場合、引受保険会社の選任した弁護士が相手の方との交渉にあたることがあります。

- このチラシは「GK すまいの保険（すまいの火災保険）」および地震保険の概要を説明したものです。
詳細は商品パンフレットをご覧ください。またご契約にあたっては「重要事項のご説明」をご確認ください。
- GK すまいの保険グランドをご契約いただく場合は商品内容が異なりますので、「GK すまいの保険 グランドのご案内」をご覧ください。

家財の保険は、便利で割安な団体扱^(注1)でどうぞ GK すまいの保険(すまいの火災保険)／家財

【大口団体割引10%適用】

割安な保険料で充実した補償

基本補償内容

▼家財の主なリスク

契約プラン

○=補償されます(保険金をお支払いする事故) ×=補償されません

おすすめ

マンション等共同住宅専用^(注2)

	火災、落雷、破裂・爆発	風災、雹(ひょう)災、雪災	水ぬれ	盗難	水災	破損、汚損等	暮らしのQQ隊	
1	例) 火災により家財が焼失した。 落雷により家電製品がこわれた。							
2	おすすめ	おすすめ	おすすめ	おすすめ	おすすめ	おすすめ	おすすめ	
3	マンション等共同住宅専用^(注2)	マンション等共同住宅専用^(注2)	エコノミー	エコノミー	エコノミー	エコノミー		
4								
5								
6								

さまざまなリスクに対応した「フルサポートプラン」をおすすめします。



オプションで更に補償を充実

● 日常生活賠償特約 すべての契約にセットできます。

漏水事故で階下の家財に損害を与えた場合など、日常生活で他人に与えた損害を補償します。

例1) お風呂の水をあふれさせ、階下の住民の家財に損害を与えてしました。

例2) ゴルフのプレー中にボールが他人に当たり、ケガをさせました。



● 借家賠償・修理費用特約

保険の対象が借用住宅内の家財である場合にセットできます。

事故によって借用住宅が破損等した場合の賠償金や修理費用を補償します。

例1) タバコの消し忘れからボヤを出してしまった。例2) 洗濯機の水をあふれさせ、床を水浸しにしてしまった。

例3) 泥棒が入って割られた窓ガラスを、建物賃借契約に基づき自己の費用で修理した。



● 示談交渉サービスが日常生活賠償特約、借家賠償・修理費用特約に自動セットされます！

賠償事故の示談交渉は三井住友海上におまかせください。

被保険者に法律上の損害賠償責任が発生した場合は、被保険者のお申出により、引受保険会社は被保険者のために示談交渉をお引き受けします。この場合、引受保険会社の選任した弁護士が相手の方との交渉にあたることがあります。



● 自宅外家財特約^(注3)

家財を保険の対象に含む「フルサポートプラン」「セレクト(水災なし)プラン」にのみセットできます。

外出時に持ち出したビデオカメラ等の家財(携行中家財)や、別荘等に収容している家財(敷地外収容家財)に発生した損害を補償します。例) 引っ取りにカバンを盗まれた。



月々の保険料は…

味の素グループ大口団体割引 10%適用

〈フルサポートプラン、セレクト(水災なし)プラン〉（保険期間2年）

(保険料は2023年10月1日始期)

コース	借家賠償・修理費用特約 保険金額 (免責金額なし) (破損、汚損等の事故は1万円)	家財の 保険金額 (免責金額 0円) (水ぬれ、破損、 汚損等の事故は 5万円)	日常生活 賠償特約 保険金額 (免責金額 なし)	自宅外 家財特約 ^(注3) 保険金額 (免責金額なし) (水ぬれ、破損、 汚損等の事故は 5万円)	フルサポートプラン		セレクト(水災なし) プラン ^(注2)
					構造級別		構造級別
					M・T構造(耐火) (コンクリート・鉄骨造等)	H構造(非耐火) (木造等)	M・T構造(耐火) (コンクリート・鉄骨造等)
A		100万円			550円	740円	490円
B	【借家賠償】 2,000万円 【修理費用】 300万円	300万円	3億円	30万円	650円	960円	530円
C		500万円			720円	1,120円	550円
D		800万円			930円	1,570円	670円

実態にあつたその他のコースもご用意しています。

- 従来の火災保険のように、保険金額が実際の家財の価額より少ない場合の「比例払い」はありません。
保険金額を限度に実際の損害の額から免責金額を差し引いて損害保険金をお支払いします。
- 事故時諸費用(火災・風水災等限定)特約(損害保険金 × 10%、300万円限度)および地震火災費用特約(保険金額 × 5%、300万円限度)は自動セットされています。
- 団体扱月払の保険料です。
- 保険金額の目安

独身・単身の方

→ A・B コース

ご夫婦のみ

→ Cコース

ご夫婦(子どもあり)

→ Dコース

「GK すまいの保険／家財」は、
大切な家財の損害を補償します。

(注1) この団体扱契約には大口団体割引^(※1)が適用されるため、保険料が10%割安^(※2)です。また、団体扱契約の分割保険料は、割増なしで分割払にできますので、団体扱以外のご契約と比べて割安です。

(※1) 大口団体割引は、2023年10月1日～2024年9月30日の間に保険始期日があるご契約に適用されます(ただし、地震保険には適用されません)。大口団体割引は、団体全体のお引受実績に応じて毎年10月1日に見直しされます。

(※2) 大口団体割引が適用されない団体扱契約と比べた割引率です。

(注2) 保険の対象である家財を収容する建物が共同住宅の場合に選択いただけます。

(注3) 「フルサポートプラン」「セレクト(水災なし)プラン」にのみセットできます。

地震保険

地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます)を原因とする火災、損壊、埋没または流失による家財の損害を補償します。

※「GK すまいの保険」では、地震等による損害は補償されません。
(地震火災費用特約では、保険金をお支払いする場合があります)



地震保険の保険金額

- 地震保険の保険金額は、「GK すまいの保険」の保険金額の30%～50%の範囲内でお決めください。ただし、同一敷地内に所在し、かつ、同一の被保険者の世帯に属する家財について加入された他の地震保険契約と合算して、1,000万円が限度となります。

地震保険のお支払いについて

● 保険金をお支払いする場合

地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって保険の対象に生じた損害が全損、大半損、小半損または一部損となった場合

※ 「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、一般社団法人 日本損害保険協会が制定した「地震保険損害認定基準」に従って行います。(国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」とは異なります。)

● お支払いする保険金の額

全損	地震保険の保険金額 × 100% (時価額が限度)
大半損	地震保険の保険金額 × 60% (時価額の60%が限度)
小半損	地震保険の保険金額 × 30% (時価額の30%が限度)
一部損	地震保険の保険金額 × 5% (時価額の5%が限度)

※ 損害保険会社全社で算出された1回の地震等による保険金総額が12兆円を超える場合、お支払いする保険金は、算出された保険金総額に対する12兆円の割合によって削減されることがあります(2023年7月現在)。

※ 72時間以内に生じた2回以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。

地震保険の割引制度について

- 地震保険には、家財を収容する居住用建物の免震・耐震性能等に応じた割引制度があります。 詳細は地震保険パンフレットをご参照いただくか、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
(注) 地震保険の割引の適用にあたっては割引種類に応じた確認資料をご提出いただく必要があります。

月々の保険料例は次のとおりです

地震保険金額500万円の場合(地震保険の割引を適用しない場合の保険料となっております)

都道府県	構造級別 M・T構造(耐火) (コンクリート・鉄骨造等)	H構造(非耐火) (木造建物等)
北海道、青森、岩手、秋田、山形、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、長野、岐阜、滋賀、京都、兵庫、奈良、鳥取、島根、岡山、広島、山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、鹿児島	300円	470円
福島、宮城、山梨、愛知、三重、大阪、和歌山、香川、愛媛、宮崎、沖縄	480円	810円
徳島、高知、茨城	960円	1,710円
埼玉	1,100円	1,710円
千葉、東京、神奈川、静岡	1,150円	1,710円

(2023年8月時点)

☞ 保険料詳細についてはアジコムまでお問い合わせください。

下記は、フルサポートプランでのお引受けによる補償内容です。特約等により補償内容を変更された場合は特約の内容に従います。

保険金をお支払いする事故	お支払いする保険金の額(家財の場合) ^(注1)
① 火災、落雷、破裂・爆発	
② 風災 ^(※1) 、雹(ひょう)災、雪災 ^(※2) (※1)台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。 (※2)雹災または豪雪、雪崩(なだれ)等をいい、融雪洪水等を除きます。	● 損害保険金 ^(注2) 「損害の額 ^(注3) - 免責金額」 ただし、損害保険金として支払う額は、1回の事故につき家財保険金額を限度とし、免責金額は1回の事故ごとに適用します。
③ 水ぬれ ^(注3) 給排水設備の破損もしくは詰まりにより発生した漏水、放水等または被保険者以外の方が占有する戸室で発生した漏水、放水等による水ぬれをいいます。	● 損害防止費用 (事故発生時、その損害の発生または拡大の防止のための消火活動に必要または有益な所定の費用を支出した場合の)実費 (例: 消火薬剤等の再取得費用)
④ 盗難 強盗、窃盗またはこれらの未遂をいい、盗難に伴い保険の対象に発生した損傷または汚損等の損害を含みます。	● 権利保全行使費用 (事故発生時、引受保険会社が代位取得する債権の保全または行使に必要な手続きのために必要な費用を支出した場合の)実費
⑤ 水災 ^(注6) 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ、落石等によって、保険の対象を収容する建物が床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象に損害が発生した場合、または再調達価額の30%以上の損害が発生した場合をいいます。	※損害防止費用および権利保全行使費用と他の保険金の合計額が家財の保険金額を超えるときでもお支払いします。
⑥ 破損、汚損等 不測かつ突発的な事故をいいます。 ^(※) (※)ただし、①から④までの事故または台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって損害を被る事故を除きます。	

(注1) 次のものについては、家財を収容する建物が所在する敷地内からの盗難によって被保険者に損害が発生した場合に限り、保険金をお支払いします。

(1)通貨、印紙、切手 (2)小切手(盗難を知った後直ちに小切手の振出人に盗難を通知し、振出人を通じて小切手の支払停止を支払金融機関に届出を行い、その小切手に対して支払金融機関による支払がなされた場合のみ対象となります。) (3)乗車券等(盗難を知った後直ちにその運輸機関または発行者に届出をしたことが条件となります。) (4)預貯金証書(盗難を知った後直ちに預貯金先あてに被害の届出を行い、盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出された場合に限ります。)

(注2) ● 保険の対象が貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品の場合で、損害の額が1個または1組について100万円を超えるときは、100万円または家財保険金額のいずれか低い額を限度とします。 ● 保険の対象が通貨、小切手、印紙、切手、乗車券等で盗難による損害の場合は、その損害の額の合計が1敷地内につき30万円を超えるときは、30万円または家財保険金額のいずれか低い額を限度とします。預貯金証書の盗難による損害の場合は、損害の額は盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から引き出された現金の額とし、1敷地内につき、300万円を超えるときは、300万円または家財保険金額のいずれか低い額を限度とします。

(注3) ● 焼失、流失または損壊の場合は、「修理費」^(注4)から「修理に伴って発生した残存物があるときは、その価額」を差し引いた額となります。 ● 盗取の場合は、「再調達価額」となります(盗取された保険の対象を回収できた場合は、「修理費」から「修理に伴って発生した残存物があるときは、その価額」を差し引いた額)とそのために支出した費用の合計額となります。ただし、再調達価額が限度となります。)

(注4) 損害が発生した時の発生した場所における、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得した状態に復旧するために必要な保険の対象の修理または交換費用のうちいずれか低い額(復旧しない場合には、修理または交換を行ったときに要すると認められる費用のうちいずれか低い額)をいいます。修理費には、残存物取片づけ費用を含み、原因調査費用、損害範囲確定の調査費用、点検・調整・試運転費用、仮修理費用、土地を含む代替物の賃借・設置・撤去費用、割増賃金費用を含みません。

(注5) ②の事故または台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって、保険の対象が浸水を被る事故を除きます。

(注6) 水災の認定は保険の対象を収容する建物ごとに行い、その建物が所在する敷地内の屋外に所在する家財については、その建物に収容される家財の水災の認定によるものとします。

自動セット特約	特約の概要
事故時諸費用(火災・風水災等限定) 特約	「火災、落雷、破裂・爆発」、「風災、雹災、雪災」、「盗難 ^(注) 」、「水災」の事故により損害保険金が支払われるべき場合に、損害保険金の10%をお支払いします(1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円限度)。 (注)「通貨、小切手、印紙、乗車券等」および「預貯金証書」の盗難を除きます。 ※お申出によりこの特約をセットしないこともできます。
地震火災費用特約	地震もしくは噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする火災によって、家財を収容する建物が半焼以上となった場合、または家財が全焼となった場合に、保険金額の5% ^(注1) を地震火災費用保険金としてお支払いします。ただし1回の事故 ^(注2) につき、1敷地内ごとに300万円を限度とします。 (注1)補償をさらに充実させたい場合は、保険金額の30%(限度額なし)または50%(限度額なし)とすることもできます。 (注2)72時間以内に発生した2回以上の地震等はこれらを一括して1回の事故とみなします。

オプション特約	特約の概要
日常生活賠償特約	日本国内もしくは日本国外において発生した住宅の所有・使用・管理に起因する事故や日常生活の事故により他人の生命もしくは身体を害したり、他人の財物に損害を与えたたり、または日本国内で誤って線路に立ち入り電車等 ^(注) を運行不能にさせてしまい、法律上の損害賠償責任を負った場合に、その損害賠償額および判決による遅延損害金について日常生活賠償保険金をお支払いします。ただし、1回の事故につき日常生活賠償保険金額(3億円)を限度とします。また、実際に負担した次の費用(実費)をあわせてお支払いします。 ・損害防止費用 ・権利保全行使費用 ・緊急措置費用 ・示談交渉費用 ・争訟費用 (注)汽車、電車、気動車、モノレール等軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。
借家賠償・修理費用特約	【借家賠償保険金】被保険者に責任がある不測かつ突発的な事故によって借用する住宅を損壊し、貸主(転貸人を含みます。)に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額および判決による遅延損害金から免責金額を差し引いた額について、借家賠償保険金をお支払いします。ただし、1回の事故につき借家賠償保険金額を限度とします。また、実際に負担した次の費用(実費)をあわせてお支払いします。 ・損害防止費用 ・権利保全行使費用 ・示談交渉費用 ・争訟費用 【修理費用保険金】不測かつ突発的な事故によって借用する住宅に損害が発生し、建物貸借契約に基づきまたは緊急的に修理した場合(法律上の損害賠償責任を負担する場合を除きます。)に、修理費用から免責金額を差し引いた額について、修理費用保険金を支払います。ただし、1回の事故につき300万円を限度とします。
自宅外家財特約	「フルサポートプラン」または「セレクト(水災なし)プラン」にセットできます。ご加入の契約プランで保険金をお支払いする主な場合に該当する事故によって、自宅外家財に損害が発生した場合、損害の額から免責金額を差し引いた額について、1回の事故につき自宅外家財保険金額を限度に自宅外家財保険金をお支払いします。

補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。

保険金をお支払いしない主な場合

	<p>① 以下いずれかに該当する損害に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失等による損害 ● 保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意による損害 ● 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の事由(釘浮き、ゆがみ、ずれ等を含みます。)またはねずみ食い、虫食い等によってその部分に発生した損害 ● 保険の対象の欠陥によってその部分に発生した損害 ● 保険の対象のすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷(釘浮き、ひび割れ、はがれ、ずれ等を含みます。)または汚損(落書きを含みます。)であって、保険の対象の機能の喪失または低下を伴わない損害 ● 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みや漏入による損害 ● 置き忘れまたは紛失による損害 ● 建物が所在する敷地外にある家財に発生した事故による損害 ● 地震・噴火またはこれらによる津波によって発生した損害(火元の発生原因を問わず、地震によって延焼・拡大した損害等を含みます。) ● 核燃料物質等による事故、放射能汚染によって発生した損害 <p style="text-align: right;">等</p>
家財の補償	<p>② 「破損、汚損等」については、①の場合のほか以下のおいずれかに該当する損害に対しても、保険金をお支払いしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険の対象に対する加工・修理等の作業上の過失または技術の拙劣によってその部分に発生した損害 ● 電気的・機械的事故によって発生した損害 ● 詐欺または横領によって発生した損害 ● 電球、蛍光管、ブラウン管等の管球類のみに発生した損害 ● 楽器の弦の切断、打皮の破損、音色の変化 ● 次の家財に発生した損害 <ul style="list-style-type: none"> ・船舶・航空機 ・無人機・ラジコン ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器およびこれらの付属品 ・眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、義歯、義肢等の身体補助器具 <p style="text-align: right;">等</p> <p>③ 以下の家財は保険の対象に含まれません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自動車、バイク(原動機付自転車を除きます。) ● 動物および植物等の生物 ● 通貨、小切手、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー、乗車券等^(注) ● 証書(運転免許証、パスポートを含みます。)、帳簿、稿本(本などの原稿をいいます。)、設計書、図案、プログラム、データ <p style="text-align: right;">等</p> <p>(注) 通貨、小切手、印紙、切手、預貯金証書および乗車券等については、盗難による損害が発生した場合に限り、保険の対象として取り扱います。詳細は「お支払いする保険金の額」および商品パンフレットをご参照ください。</p>
日常生活賠償特約 (オプション)	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者の故意によって発生した損害 ● 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって発生した損害 ● 核燃料物質等による事故、放射能汚染によって発生した損害 ● 業務遂行に直接起因する損害賠償責任、もっぱら業務に使用される動産・不動産の所有・使用または管理に起因する損害賠償責任 ● 被保険者の同居の親族に対する損害賠償責任、被保険者の業務に従事中の従業員がケガ等をしたことにより起因する損害賠償責任 ● 第三者との約定により加重された損害賠償責任 ● 他人から借りたり、預かったりした物に対する損害賠償責任 ● 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任、被保険者による暴行・殴打に起因する損害賠償責任 ● 航空機、船舶・車両または銃器の所有・使用または管理に起因する損害賠償責任 <p style="text-align: right;">等</p>
借家賠償・ 修理費用特約 (オプション)	<ul style="list-style-type: none"> ● 借用住宅の欠陥によって発生した損壊または損害 ● 借用住宅の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等によって発生した損壊または損害 ● 借用住宅のすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、借用住宅ごとに、その借用住宅の機能の喪失または低下を伴わない損壊または損害 ● 保険契約者、被保険者の故意によって発生した損害(借家賠償保険金のみ) ● 借用住宅の改築、増築、取壊し等の工事によって発生した損害(借家賠償保険金のみ) ● 貸主との間の特別の約定により加重された損害賠償責任(借家賠償保険金のみ) ● 借用住宅を貸主に引き渡した後に発見された損壊に起因する損害賠償責任(借家賠償保険金のみ) ● 保険契約者、被保険者、貸主の故意または重大な過失または法令違反によって発生した損害(修理費用保険金のみ) <p style="text-align: right;">等</p>
自宅外家財特約 (オプション)	<ul style="list-style-type: none"> ● 前記^{<}家財の補償^{>}①②のおいずれかに該当する損害に対しては、保険金をお支払いしません。ただし「・建物が所在する敷地外にある家財に発生した事故による損害」は除きます。 ● 前記^{<}家財の補償^{>}③に該当するもののか、自転車、パソコン、携帯電話、眼鏡、漁具等は保険の対象に含まれません。

代理店・扱者

株式会社味の素コミュニケーションズ
保険部
Tel : 0120-200-587
Email : ajc_hoken_soshiki@asv.ajinomoto.com

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社
総合営業第四部第一課
tel:03-3259-6642 fax:03-3259-7097